

見附市告示第23号

見附市地方産業育成資金貸付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月17日

見附市長 稲田 亮

見附市地方産業育成資金貸付規程の一部を改正する規程

見附市地方産業育成資金貸付規程（昭和56年見附市告示第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 取扱金融機関

名称	住所
(株) 第四北越銀行見附中央支店	見附市本町2丁目1番1号
(株) 第四北越銀行今町中央支店	見附市今町1丁目7番13号
(株) 大光銀行見附支店	見附市本町1丁目1番33号
(株) 第四北越銀行見附支店	見附市本町2丁目1番1号
新潟縣信用組合見附支店	見附市新町1丁目1番7号
新潟縣信用組合今町支店	見附市今町1丁目14番32号
長岡信用金庫見附支店	見附市新町2丁目3番23号
三條信用組合今町支店	見附市今町5丁目34番8号
(株) 第四北越銀行今町支店	見附市上新田町429番地17
三条信用金庫見附支店	見附市昭和町1丁目2番30号
えちご中越農業協同組合見附東支店	見附市学校町1丁目2番27号

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の見附市地方産業育成資金貸付規程の規定は、令和5年2月1日から適用する。